

● 申請から報告までの流れ



令和8年度新規仮申請(令和7年9月末〆切)

対象:新規組織体、3年目終了組織体(継続予定)、2・3年目の活動組織で当初、活動計画書に記載の事業量が変更となる活動組織
注)令和8年度新規仮申請書が期限まで提出されない場合は、令和8年度の採択申請は認めません。

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 林業会館3階 公益社団法人北海道森と緑の会内
TEL:011-261-9022 FAX:011-261-9032 MAIL:morimidori@h-green.or.jp

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会 ホームページ
<https://shinrin-sanson.h-green.or.jp>

ホームページでは申請書のダウンロードやモニタリングのガイドラインなどをご覧いただけます

事業の概要について

モニタリングなどの各種ガイドラインなどを掲載しています



申請様式

申請等に必要な書類をダウンロードできます



森林と人を結び、さらに豊かに、さらに多様に

里山林活性化による 多面的機能発揮 対策交付金 事業のご案内



里山林活性化による 多面的機能発揮対策交付金は、

地域住民や森林所有者等3名以上で構成する団体または3名以上の従業員等で構成する法人が実施する森林保安全管理や資源利用をするための活動等に対し、一定の費用を国等が支援する制度です。荒れている森の手入れや、薪などの資源や森林空間を活用して、里山林を活性化したいといった活動を支援します。
北海道では令和6年度は62団体が交付金を活用し、里山林の保全、森林資源の利活用などの取組みを行いました。
令和7年度から事業名称が「里山林活性化による多面的機能発揮対策」に変更になりました。今後も引き続き制度を利用した活動を募集します。



北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

里山林は居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採や落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されており、維持、管理されてきた森林です。しかしこのような里山林は昭和 30 年代の石油、ガスなどの化石燃料や化学肥料の普及等により、地域住民との関係が希薄になり、手入れ不足等による荒廃が進んでいます。

この事業では、地域住民・森林所有者・ボランティア等が協力して行う、里山林保全や資源利用といった活動に対し支援を行います。

